

兼業特定保険募集人に関する保険金支払管理に係る対応方針

当社は、兼業特定保険募集人^{※1}との関係において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な運営の確保に努めます。

- 1 保険金の支払に関する業務を行う部門については、対象保険募集人と取引を行う部門^{※2}との分離等により、保険金の支払に関する業務の判断が営業上の意向により不当な影響を受けることのないよう、その独立性を確保します。
- 2 兼業特定保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店^{※3}に該当する場合は、当該代理店における対象業務^{※4}の実施状況を監視する体制を整備し、その適切性に課題が認められたときには、当該代理店が関与する事案に係る保険金支払査定の厳格化等の措置を講じます。

※1 当社を所属保険会社とし、保険募集の業務以外に自動車の修理業務及びこれに付随する業務を行う代理店をいいます。

※2 営業部門を指します。

※3 複数の保険会社の商品を取り扱う損害保険代理店のうち、手数料収入等の規模が一定基準以上（損害保険のみの場合は20億円以上、生損代理店兼営の場合は損害保険が10億円以上かつ損害保険と生命保険の合算が20億円以上）の代理店をいいます。

※4 自動車の修理業務及びこれに付随する業務を指します。